

群馬ヤクルト販売株式会社と連携し 高齢者等への熱中症予防の呼びかけを始めます

非常に暑い日が続いています。特に高齢者や子どもは熱中症への警戒がこれまで以上に必要です。環境省・気象庁でもこれまで法的根拠がなかった熱中症警戒アラートを、「熱中症警戒情報」として法に位置づけました。また、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を新設し、今後運用が予定されています。

群馬県でもこれまで、さまざまな機会を利用して熱中症予防を呼び掛けてきましたが、この度、群馬ヤクルト販売株式会社と連携し、同社ヤクルトスタッフ訪問先の高齢者の皆様への注意喚起を行う取組を下記のとおり実施します。同社のヤクルトスタッフが高齢者宅を訪問時に、アラートの発令やエアコン・扇風機の使用、こまめな水分補給などを呼びかける取組です。

群馬県では、同社と2016年より「健康づくり推進連携協定」を締結しており、今回の取組も高齢者宅への訪問が多い同社の多大な協力のもと実現しました。

夏の本番はこれからです。報道機関の皆さまにおかれても、県民の皆さまへの注意喚起にご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 内容

「熱中症警戒情報」、「熱中症特別警戒情報」等が発令された際、群馬県が群馬ヤクルト販売株式会社へその旨を連絡の上、同社の販売スタッフの皆さまが高齢者宅を訪問した際に次の内容を伝達し注意喚起する。

- (1) 「熱中症警戒情報」等（通称：熱中症アラート）が発令されていること
- (2) 外出を避け、エアコンや扇風機を上手に使って涼しい屋内で過ごすこと
- (3) こまめに水分補給をすること

2 期間

令和5年7月19日（水）より当面の間